

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

当ステーションでは、2024年（令和6年）の診療報酬改定に伴い、質の高い看護を提供するため「訪問看護医療 DX 情報活用加算」を算定いたします。

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）等のシステム導入により、利用者様の診療情報や薬剤情報等を医師や薬剤師等と共有・活用し、より安全で質の高い訪問看護の提供に努めてまいります。

1. 算定開始日

令和8年1月1日より

2. 算定内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円（5点）／月1回

3. 対象となる方

医療保険で訪問看護を利用されている方

4. 当ステーションの体制（施設基準）

当ステーションは、以下の要件を満たし、地方厚生局長等に届け出を行っています。

- オンライン請求の実施 厚生労働省の規定する電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っています。
- オンライン資格確認等の実施 マイナンバーカード等を利用した「居宅同意取得型オンライン資格確認等システム」を導入し、看護師等が利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用できる体制を整備しています。
- 医療 DX 推進の体制に関する情報の公開 医療 DX 推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、事業所内の見やすい場所およびウェブサイト等に掲示しています。

5. 皆様へのお願い

マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の促進など、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年1月1日

訪問看護ステーション みらぽけ